

自動車保管場所届出書

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	徳島市論田町本浦下67-1		使用者の住所を記入します	
自動車の保管場所の位置	徳島市論田町本浦下67-1 (変更前)		駐車場の場所を記入します	
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿		令和 年 月 日 日付は記入しません		
届出者		〒(770-0001) 住所 徳島市論田町本浦下67-1 コマツシマ ルミ フリガナ 氏名 小松島 るみ (080) 0000 局 0000 番 <div style="text-align: right; border: 1px dashed red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>		

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の項において準用する場合を含む。）の規定に、第1項（第13条第4項及び附則第8項）の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処は「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

3枚複写。3枚それぞれご捺印ください

自己単独所有・その他

自動車登録番号
 車両番号

連絡先